

令和 3年 2月 8日

お客さま各位

東栄信用金庫

「緊急事態宣言」に伴う当金庫の業務対応について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴った政府の緊急事態宣言が、令和3年2月2日に1か月の期限延長が決定いたしました。お客さまや当金庫役職員の安全を最優先に考え、当面の間、以下の通り感染拡大の抑止に引き続き努めてまいります。

お客さまにおかれましてはご不便をおかけする場合もあろうかと存じますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 営業業務について

事業の公共性から通常どおり営業して参りますが、引き続き営業室とATMコーナーの消毒作業を定期的に行います。感染予防のため営業時間中の職員のマスク着用につきまして、ご理解のほどお願いいたします。

また、店内やATMコーナーでお待ちいただく際は、できる限り他のお客さまとの間隔を広くお取りいただくなど、ご協力をお願いいたします。

2. 渉外職員の訪問について

感染拡大を抑止するため、引続き当金庫渉外担当者の訪問については、事前にお電話等でお客さまのご了解をいただいたうえで訪問させていただきます。

また、お客さまが当金庫職員にご用件がある場合には、お気軽にお取引店までご連絡ください。

3. お客さま向けセミナー・イベント等の自粛について

感染拡大の起点とならぬよう、濃厚接触の可能性のある大規模なイベント、セミナー、会合などについては当面の間自粛いたしますが、開催する場合は十分な感染予防策を講じて行います。

参加者ならびに関係者の健康と安全を考慮しての判断でございます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

4. 新型コロナウイルス感染症に伴うご相談窓口の設置について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた、お客さまからのご相談に柔軟に対応すべく、全店舗に相談窓口を設置しております。ご相談についてはお気軽にお近くの当金庫本支店の融資窓口にお問合せ願います。